

STOP・熱中症！ 熱中症対策が義務化されます

令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則により、熱中症対策が義務化されます。
熱中症について正しい知識を身につけ、適切に対処しましょう。

陸運業では、熱中症による死亡災害が急増しています（令和5年1人、令和6年6人）

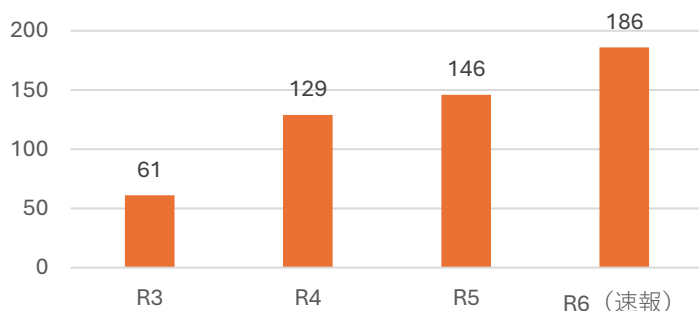
発生月	業種	年代	気温℃	事案の業務・作業概要
7	陸上貨物取扱業	30歳代	33.2	倉庫作業員。倉庫内で、電線ドラムのピッキング作業中。
7	一般貨物運送事業	50歳代	36.0	長距離の貨物輸送ドライバー。トラックへ建設資材の積み込み作業中。
7	一般貨物運送事業	60歳代	35.7	ダンボールの配送業務ドライバー。フォークリフトの横に仰向けに倒れていた。
8	陸上貨物取扱業	40歳代	39.3	倉庫作業員。倉庫内で自動車部品の容器への詰め替え作業中。
8	特定貨物自動車運送業	60歳代	32.6	ガスボンベの輸送業務ドライバー。ガスボンベをプラットフォームに下ろし作業中。
9	一般貨物運送事業	40歳代	29.6	ドライバー。天井クレーンを用い、トラックの荷台上でパイプ束の玉掛け作業中。

休業4日以上[※]の死傷災害も近年増加の一途を辿っており、陸運業にとって熱中症対策は喫緊の課題です。

なお、熱中症はドライバーだけでなく、**構内作業**者によるものも増加しており、注意が必要です。



運送業における熱中症の推移（人）



熱中症対策の義務化により、以下の取組が必要となります。

基本的な考え方

見つける

（例）ドライバー、作業者の様子がおかしい

判断する

（例）医療機関への搬送、救急隊要請

対処する

（例）救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却

現場の実態に
即した具体的
な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、

「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」

が事業主に義務付けられます。

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

【対象となる作業】

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業



熱中症のおそれのある者に対する処置の例（フロー）

【対象となる作業】

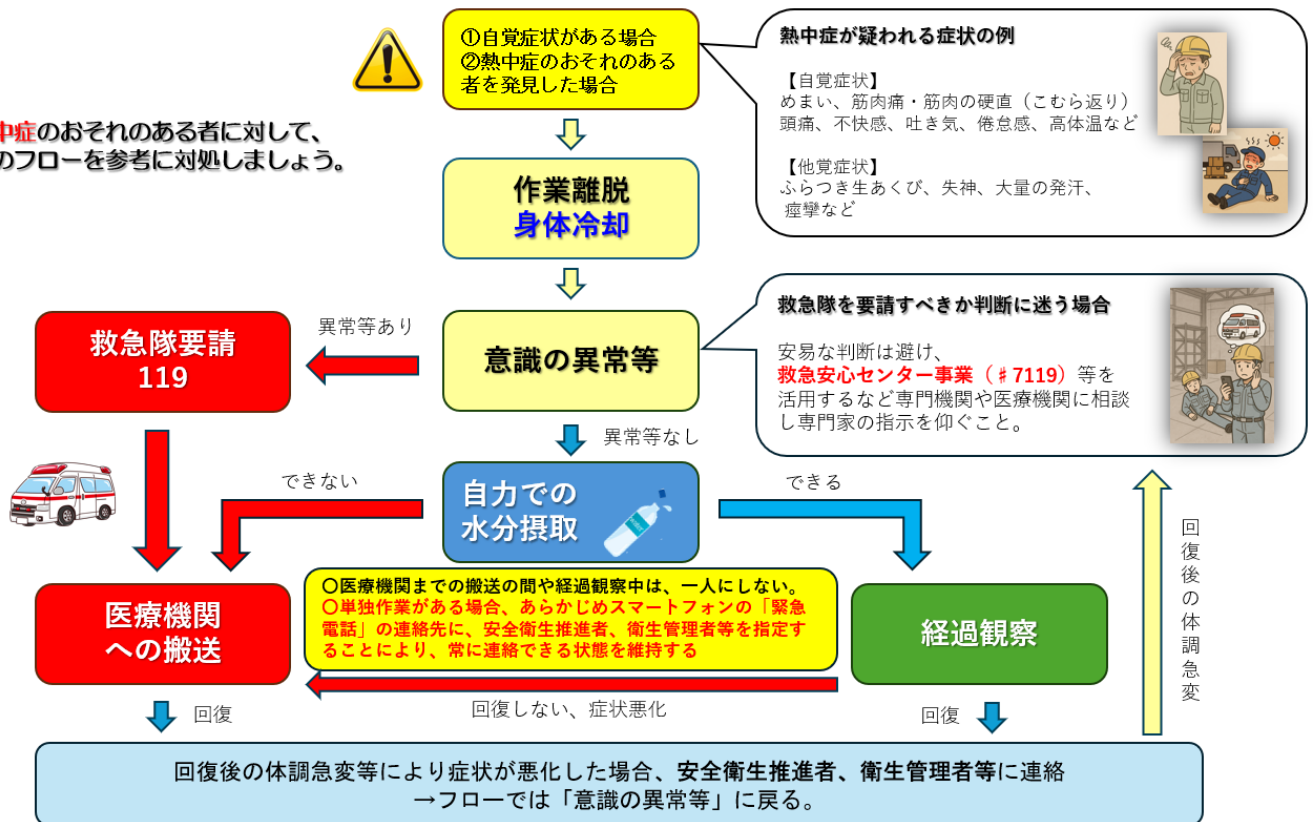
WBGT（暑さ指数）28度以上
又は気温31度以上の環境下



連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業

※WBGT値はWBGT指数計又は環境省HPで確認

熱中症のおそれのある者に対して、
右のフローを参考に処置しましょう。



いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え

あれっ、何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

熱中症 正しい知識と 正しい対処 即時の判断 命を守る

令和7年度安全衛生標語 健康部門優秀作品

2025.05